

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

事業名	補助金交付先名	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為のないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
住民参加型まちづくりファンド支援事業	財団法人民間都市開発推進機構	200,000,000	一般会計	都市再生・地域再生整備事業費 都市再生推進事業費補助	平成25年2月19日	特財	国所管	住民参加型まちづくりファンド支援事業については、地縁の資金に係る呼び水効果を生み出し、地域に必要なまちづくり事業の資金を集めるといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。 なお、民間都市開発推進機構は平成25年4月1日付けで一般財団法人へ移行済み	有
鉄道技術開発費補助	公益財団法人 鉄道総合技術研究所 (2件)	307,999,000	一般会計	技術研究開発推進費 鉄道技術開発費補助金	平成24年4月9日	公財	国所管	鉄道技術開発については、超電導磁気浮上式鉄道の開発等、新技術の鉄道への応用に係る技術開発等に対して補助するものであり、鉄道の技術水準の向上を図るといった政策目的のために必要な支出であるが、これまでに特に一般鉄道への波及効果が高い要素技術へ重点化を図る等により、308百万円(平成24年度)を260百万円(平成25年度)まで縮減している。 今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
自動車事故相談及び示談あっ旋事業	(公財)日弁連交通事故相談センター	570,000,000	自動車安全特別会計 (自動車事故対策勘定)	自動車事故対策費 自動車事故対策費補助金	平成24年4月6日	公財	国所管	自動車事故相談及び示談あっ旋事業は、弁護士が自動車事故の損害賠償に関する相談・示談あっ旋を無償で行う事業に対して補助するものであり、自動車事故の被害者の保護を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
交通遺児育成基金事業	(財)交通遺児等育成基金	101,300,000	自動車安全特別会計 (自動車事故対策勘定)	自動車事故対策費 自動車事故対策費補助金	平成24年4月6日	特財	国所管	交通遺児育成基金事業は、交通遺児の育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する基金事業に対して補助するものであり、交通遺児の生活基盤を確立し、その健全な育成を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、補助対象事業の重点化等により、108,000,000円(平成23年度)を101,300,000円(平成24年度)まで縮減してきている。 今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有

事業名	補助金交付先名	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
開発途上国船員養成事業	(財)日本船員福利雇用促進センター	35,068,000	一般会計	海事業市場整備等推進費 政府開発援助経済協力事業費補助金	平成24年4月19日	特財	国所管	<p>開発途上国船員養成事業は、開発途上国の船員教育の向上を目的として、教育者受入事業として、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ミャンマーの教育機関の教育者を日本へ招へいし、教育現場における実務内容に即した乗船研修や陸上の専門研修を提供し、船員教育者の技能の向上を図る事業に対し補助するものである。</p> <p>この事業は、日ASEAN交通大臣会合において承認されている「アジア人船員国際共同養成プログラム」に該当し、外国人船員に大きく依存する日本外航船舶への優秀な船員供給といった政策目的の達成のために必要な支出である。</p> <p>これまで、補助対象事業の重点化等により、37百万円(平成20年度)を35百万円(平成24年度)まで縮減している。</p> <p>今後も、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。</p>	有
船員雇用促進対策事業	(財)日本船員福利雇用促進センター	35,045,000	一般会計	海事業市場整備等推進費 船員雇用促進対策事業費補助金	平成24年6月20日	特財	国所管	<p>船員雇用促進対策事業は、船員の雇用を促進する事業に対し補助するものであり、船員の職業及び生活の安定に資するとともに、海上企業が必要とする労働力を円滑に供給することにより、国民生活及び経済を支える海上輸送の安定的な確保を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、補助対象事業の重点化等により、99百万円(平成20年度)を35百万円(平成24年度)まで縮減してきている。</p> <p>今後も、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。</p>	有
平成24年度アイヌ伝統等普及啓発等事業	(財)アイヌ文化振興・研究推進機構	99,033,000	一般会計	北海道総合開発推進費 アイヌ伝統等普及啓発等事業費補助金	平成24年4月9日	特財	国所管	<p>アイヌ伝統等普及啓発等事業は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律に基づき指定された法人に対し、当該法律に基づくアイヌ伝統等に関する広報活動その他の普及啓発及びアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対する助言、助成等を実施するために補助されるものであり、アイヌの伝統文化に関する国民に対する知識の普及・啓発といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。</p>	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。